

令和4年度第2回山口県環境影響評価技術審査会議事録（要旨）

日 時：令和4年7月20日（水）10：00～10：35

場 所：Web会議（県庁4階 共用第2会議室）

出席者：委員9名、関係市町1名、事務局5名、オブザーバー  
5名

議事「（仮称）周南市長穂太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見答申案について、事務局が説明した後、以下のとおり質疑応答が行われ、意見答申案が承認された。

委 員 資料1の2ページ目、2の個別事項の(3)反射光について、太陽光パネルについては遠く離れたところからでも見えてしまうこともあり、位置によっては煩わしさを感じることもある。そのことも考慮し、3行目について、「太陽電池の可視領域はもとより、区域内の高低差や傾斜を把握し、反射光の影響する範囲を明らかにした上で、住居等への影響について適切に調査・・・」と追記されたい。

事 務 局 ご指摘いただいた内容で修文させていただく。

委 員 ほかの委員はいかがか。前回の審査会で出た意見、その他書類上で拝見した意見は過不足なく盛り込まれていると思うが、個別に御意見なければ、皆さんから一言ずついただきたい。

委 員 騒音のところについて、パワーコンディショナ等の記述があり、その対策として低騒音型設備以外にも防音の設備などを置くことも考えられたが、低騒音型の設備の採用“等”という形で書いてあるので大丈夫かと思う。

委 員 錦川についても書かれており、前回会議の意見についてもしっかりと記述されていると思う。

委 員 答申案については特に意見ないが、資料2の周南市長意見の中に、太陽光パネルに鉛・ヒ素・セレン・カドミウム等の有害物質が含まれる可能性について挙げられている。これは住民からの意見等、何か根拠があつて述べられているのか。

事 務 局 鉛・ヒ素・セレン・カドミウムなどは太陽光パネルの種類によっては微量ではあるが含有するものがあるのは事実と思われる。ただ、それは流出するようなものではなく、あくまでも含有しているだけだということで御認識いただきたい。

これは住民からの意見というよりは周南市役所内部での御意見と伺っている。

委員 承知した。

委員 答申については過不足なく書かれていると思うが、太陽光発電施設が標高の高いところに設置され、その周辺のかなり近いところで河川も流れているということで、山を下った平場の住民や下流域の住民に対する説明もあった方が環境への配慮がさらに明確になると思う。  
そのようなニュアンスの文章が随所に入っているとは思いますが、できればそのあたりも考慮した上で最終案を作成いただきたい。

委員 住民に対する説明という点では、この件に限らず、本技術審査会で常に話題になってきたと思うが、事務局では本答申、あるいはそれ以外も含めてどのように事業者伝えていこうとされているのか。

事務局 住民に対する説明をしっかりとすようとの御意見はかねがね承知しており、事業者に対してはこれまでも住民に対する説明を丁寧にするよう、知事意見だけではなく、頻繁に伝えさせていただいているところ。  
今回の案件についても、制度上は配慮書段階での住民説明は必要ないが、事業者自らが周辺住民に対して説明を行っていると同っている。  
方法書以降は法的にも住民説明会が必要になってくるが、その中で、今回御意見いただいたので、事業者に対し、下流域も踏まえた上での住民説明を行うよう伝えさせていただく。

委員 答申案としては、前回発言した懸念事項が網羅されておりよいと思う。  
モミの木や錦川などへの影響に関しては、事業区域の絞り込みができておらず、調べてみないとわからないという状態での答申案だと思うので、今後、方法書や準備書などの段階に進む時には確実に事業実施区域の絞り込みが完了し、説明がされるようにしてほしい。

委員 今の意見については、私も含め委員の皆さん、記憶しておくべきことと思う。

委員 事業実施想定区域のすぐそばに錦川が流れており、濁水の影響など懸念される部分もあるが、個別的事項の中でしっかり指摘してあるので特に意見はないが、資料1の2ページの(2)の2行目「実施に伴う濁水の発生、施設の供用に伴う表流水の増加」というのは、具体的には何をイメージしているのか。パネルの設置によって雨水が地中に浸み込まずに流れやすくなるということをイメージしているのかどうか、説明してほしい。

事務局 委員御指摘のとおり、雨水が地面に浸み込まずにパネル表面をたどり、一気に川に流れ、表流水が増加してしまう、そういったイメージでの指摘となる。

よく防草シートを敷いて表流水が増加するという話を聞くが、本案件では防草シートを敷かず、できるだけ浸透させるという話を聞いているので、表流水の増加率はそれほど大きくないかもしれないが、パネルが敷かれる以上、今までのように草地に浸み込むのとは状況が異なるということで、周南市長からの意見も踏まえ指摘させていただいている。

委員 答申案については、懸念される事項は他の委員も言うように網羅されている。あとは表現について、いろいろと質問があったように、一つひとつに実は深い内容がちゃんと込められているということ、答申案を渡す際に注釈として口頭で伝えてもらえれば十分ではないかと思うので、文章についてはこれでよいと思う。付加的なことについては、今言ったように、例えば表流水の増加の話が今出たが、それはこういう意味だということの一つひとつ確認してもらえれば、手続的にはよいと思う。

事務局 承知した。今回の整理表も含めて事業者には知事意見を渡す際に示し、本審査会での意見についても併せて伝えさせていただきたいと思う。

委員 私も答申案に対する意見は特段ないが、本審査会の目的があくまでも環境影響に対する技術審査ということで、答申に書かれることは懸念事項ばかりになる。今日は報道機関の方もいらっしゃっているということで、審査会としての答申はここに挙げたものであるが、これだけ見るとどうしても否定的な意見、懸念事項が目について各論反対という意見につながっていきやすいと思うので、報道機関の論調あるいは県における何らかの市民に対する広報の場では、ぜひ懸念事項だけでなく再生可能エネルギーのメリットなども含めたバランスの取れた情報提供をしてもらいたい。市民への説明も事業者だけからの説明だと色眼鏡で見られてしまうと思うので、行政、報道機関が協力してバランスの取れた情報提供をぜひお願いしたいと会長としては思っている。

事務局 会長からいただいた御意見、まさに今、県としては再生可能エネルギーの導入促進が重要だと考えており、環境審議会でも議論しているが、今、県の地球温暖化対策実行計画の改定作業を進めている。

その中では再生可能エネルギーの導入促進策というのにも具体的に書いていく必要があるとも考えており、エネルギーの地産地消なども含めて将来的なビジョンをしっかりと確認し、検討して、情報発信をしていかなければならないと考えているので、そういった面で、懸念される環境影響は排除しつつ、地元住民の理解も得ながら、できるだけ積極的に進めていくという姿勢を示していければと考えている。

(閉会)